

# 個別施設計画【概要版】

類型：道路施設

## 1 対象施設

【橋りょう】府の管理道路における橋長2m以上の橋梁を対象とし、2,162橋  
【舗装】府の管理道路における舗装（簡易舗装含む）を対象とし、約2,100km  
【トンネル】府の管理道路におけるトンネルを対象とし、63本。  
【法面】府の管理道路におけるのり面・擁壁を対象とし、約10,900箇所

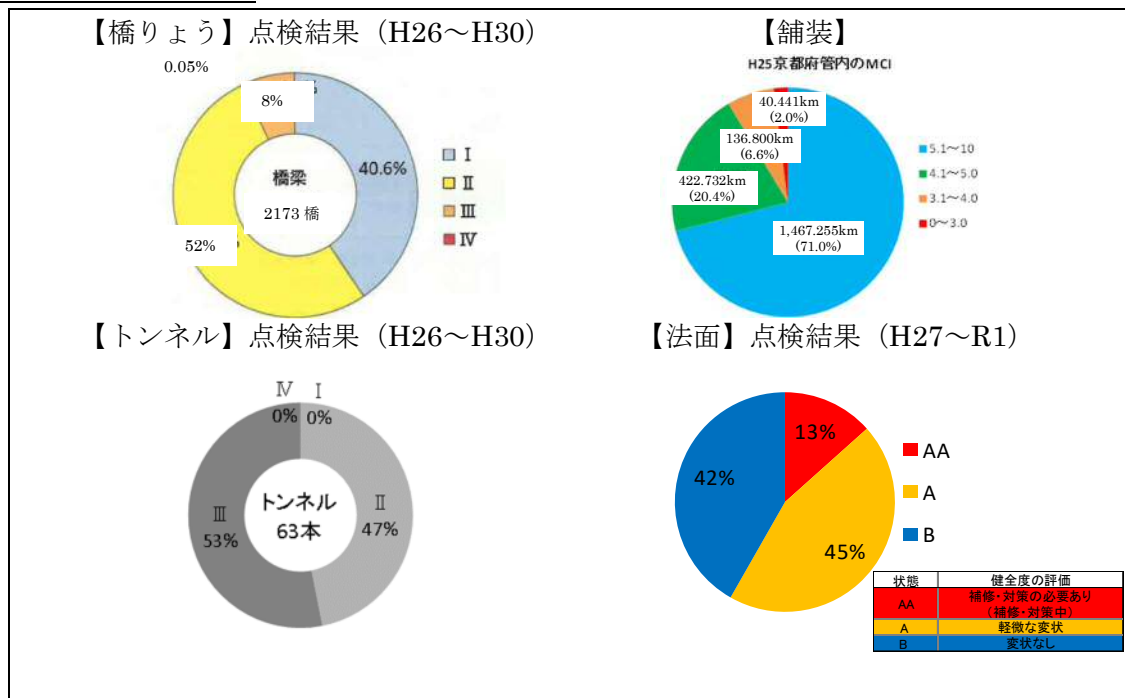
## 2 計画期間

【橋りょう・トンネル・法面】10年間（平成29年度～令和8年度）  
【舗装】20年間（平成28年度～令和17年度）

## 3 対策の優先順位の考え方

【橋りょう・トンネル】対策（補修）を行う際には、定期点検結果（判定区分ⅠからⅣ）を元に、緊急措置段階【Ⅳ】は緊急的な措置が必要であることから最優先で対策を行い、次に早期措置段階【Ⅲ】、必要に応じて予防保全段階【Ⅱ】の対策を行う。  
【舗装】点検によって得られた路面性状データにより、各舗装の老朽化状態を適確に把握し、自動車交通量や利用実態等を総合的に勘案し、対策の優先順位を決定する。  
【法面】重要度が高い路線や定期点検結果の判定区分等により緊急性を有するものから優先的に法面对策や施設補修の箇所を選定

## 4 個別施設の状態等



## 5 対策内容と実施時期

【橋りょう・トンネル】定期点検結果（判定区分ⅠからⅣ）を元に、以下の対策内容と実施時期とする。

- ・緊急措置段階【Ⅳ】：緊急的な措置として、即刻通行止め、通行規制等の対応の後、緊急修繕、更新、撤去等を行う。
- ・早期措置段階【Ⅲ】：概ね5年以内に事後保全対策としての補修等を行う。
- ・予防保全段階【Ⅱ】：必要に応じて予防保全対策としての措置を行う。
- ・健全【Ⅰ】：措置は不要とする。

【舗装】MCI4.1～10は経過観察、4.0以下において修繕を実施する。

【法面】構造物の種別や耐用年度を考慮して、部分修繕や更新を使い分けることにより、費用対効果が最大となるよう対策内容と実施時期を決定する。

## 6 対策費用

【橋りょう】約16億円／年（平成29年度～令和元年度の平均）

【舗装】約12億円／年（平成29年～令和元年度の平均）

【トンネル】約3億円／年（平成29年度～令和元年度の平均）

【法面】約40億円／年（平成29年度～令和元年度の平均）

【道路施設（計）】約71億円／年